9 遠江・駿河・伊豆三国の郡と郷

~古代地方行政制度の変遷~

701 (大宝元) 年に大宝律令が完成し、律令制度による政治のしくみがほぼ整った。地方組織としては、全国が畿内・七道に分けられ、さらにその下に国・郡・里が置かれた。なお里は50戸からなり、のちに郷と改称されている。

1 評から郡へ

かつて「郡 評 論争」といわれる『日本書紀』に記された大化改新の 詔 の信 憑 性をめぐる論

〈史料1〉 ・持物者馬□□□人□□ 史□評史川前連□×
・提索[(素)] (達索)
(達索)(達索)(素)
(達索)
(主教)

争があった。改新の韶中の「郡」の文字が、本来は「評」であったのかなかったのかで争われたものである。1967(昭和42)年に藤原京の宮城である藤原宮跡から「己亥年十月上球国阿波評松里」と記された木簡が出土した。己亥年とは文武天皇3年(699)にあたり、「郡」字の使用は大宝令に始まることでこの論争は決着した。一般的には701(大宝元)年以降、国郡制の施行によって、評から郡へ移行したと考えられている。〈史料1〉の浜松市の伊場遺跡から出土した木簡にも「己亥年□月十九日渕評竹田里人若倭マ連□末呂上為×」と記され、同じ己亥年に遠江国に渕評が置かれていたことがわかり、のちの敷智郡の前身にあたる。藤原宮跡出土の木簡にも、遠江国の「荒玉評赤□里」、駿河国の「二一河評柏原里」と記されたものがあり、以上の3点が静岡県内に存在した確実な評の例である。

2 郡制の変動

8世紀初頭に郡は成立したが、その後しばらく郡制には変動が続き、『続日本紀』の記事から静岡県内でも郡が再編されたことがわかる。〈史料2〉(和銅2年2月20日条)の遠江国長田郡の場合、領域が広範囲にわたって往来に不便であることを理由として、709(和銅2)年長上・長下の2郡に分割されている。長田郡は浜松市南東部から袋井市南部にまで至る広大な地域に及んだとする説に従えば、行政上支障をきたすことから、実情に応じたこの措置にもうなずける。次いで、〈史料3〉(養老6年2月16日条)によれば、722(養老6)年に遠江国佐益郡の8郷をさいて新たに山名郡が置かれている。



3 木簡記載の郡と郷

そのほか平城京の宮城である平城宮跡から出土した木簡には、奈良時代の遠江・駿河・伊豆三国に存在した郡名や郷名を記したものがある。例えば「遠江国山名郡」、「駿河国駿河郡古家郷」、「伊豆国賀茂郡三嶋郷」と記されている。これらの木簡は、地方から都へもたらされた調など租税の物品に付けられた荷札が多く、当時の静岡県の特産物の一つがカツオであったことがわかるなど興味深い。

	〔後略〕	右為;;中国;、	甲斐国上管		伊豆国下管		駿河国上管			遠江国上管	「中略」	東海道	〈史料4〉
(『静岡県史』			[中略]	賀茂	田 ⁹ 方 ² 9	イ <u>虚</u>	志太	素パラ	が磐ヶ田	浜☆名ヶ	— 浜 ⁽ マ 名+		
					那賀	富士	益ッ		山 #香	敷っ智ヶ			
工 資料						駿河	有ゥ 度ト		ス周 チ智	引』 佐*			
資料編4古代							安ァ 倍^		山 名	た。 玉ァッマ			
									佐野	長ヵヵ			
383 頁									*城ヶ飼	長下			

4 平安時代の郡と郷

平安時代の諸国の郡名は、927(延長5)年に完成した『延喜式』によって知ることができる〈史料4〉。遠江国は浜名・敷智・引佐・麁玉・長上・長下・磐田・山香・周智・山名・佐野・城飼・蓁原の13郡、駿河国は志太・益頭・有度・安倍・廬原・富士・駿河の7郡、伊豆国は田がた・那賀・賀茂の3郡からなっていた。承平年間(931~938)に成立し、当時の百科辞典であった『倭名類聚抄』(『静岡県史』資料編4古代 414頁)には、さらに郡の下の郷名まで載って

いる。伝本によって 異同はあるが、大東 急記念文庫本によれ ば、遠江国は14郡96 郷、駿河国は7郡59 郷、伊豆国は3郡21 郷であった。

律令制度に伴う郡 名や郷名は、時代が 下るとともに変更さ れたり消滅したりし てしまったものも多 い。なかには現代する で残り、現存するの名



『静岡県史』通史編1原始古代492頁より

をとどめているものもある。ところが平成の大合併により、引佐郡や磐田郡といった千年以上使 われてきた伝統ある郡名がなくなってしまった。地名という貴重な文化遺産を失ったことになる。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編1原始·古代 第2編第3章第1節 他